

Part

III COVID-19 Chronology

目 次

1. 世界の感染状況	p.3
2. 日本の感染状況	p.4
3. 関西の感染状況	p.5
4. 日本の感染症対策	p.6
(1) 水際対策	
(2) 緊急事態宣言	
(3) まん延防止等重点措置	
Box1 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の違い	p.9
5. ワクチンの接種状況	p.10
(1) 世界	
(2) 日本・関西	
6. 日本の財政政策	p.12
Box2 Go To キャンペーン事業について	p.14
7. 日本の金融政策	p.16
8. 米国の財政・金融政策	p.18
9. 歐州の財政・金融政策	p.20

【COVID-19 Chronology の編集について】

- ・本COVID-19 Chronologyは、アジア太平洋研究所(APIR)のChronology班が執筆した。
- ・世界各国の感染者数や死者数等のデータは、各国の発表や世界保健機関(WHO)、米ジョンズ・ホプキンス大学のデータを基にOur World in Dataが発表したデータを用いている。
- ・日本の感染者数や死者数のデータについては、基本的には厚生労働省『新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について』のデータを、ワクチンに関するデータは「内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室」を用いている(それ以外の場合は別途出所を記載)。なお、各都道府県のHPや各機関が公開しているデータと差異が見られる場合がある。
- ・日本の人口については、『令和2年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）』のデータを用いている。
- ・以下のデータの最終確認時点は、2021年9月17日である(例外の場合は注記)。

1. 世界の感染状況

○2019年12月初旬、中国武漢で新型コロナウイルス（以下、COVID-19）に関する最初の感染症例が報告されて以降、21年9月17日までの世界の累計感染者数が2億2,600万人を超え、累計死者数は465万人以上となった。感染が拡大する一方で、ワクチン接種が各国で開始されて以降、欧米を中心に感染の拡大が緩やかなペースとなってきている。

○国際通貨基金（IMF）は2020年4月時点での21年における世界経済見通しを5.8%，6月に5.4%，10月には5.2%と下方修正を続けていた。しかし、ワクチン接種普及への期待もあり、21年4月6日には21年の見通しを6.0%へと上方修正した。その後、7月27日の発表でも判断を据え置いた。

○新規感染者数（7日間移動平均）の推移をみれば、米国は2020年の10月下旬以降、急増し、21年1月初旬にピークを迎えた。一方インドは、21年4月以降、爆発的に感染が急拡大した。都市封鎖（ロックダウン）を行ったこともあり、5月下旬から減少傾向に転じた。8月以降、一旦感染の落ち着いていた米国は変異株によって感染が再拡大した（図1）。

○一方、東南アジア地域の人口100万人当たりの新規感染者数をみれば、2021年6月下旬からタイ、インドネシアの感染者数が急増突出した。その後フィリピン、ベトナムにおいても感染が拡大している（図2）。

○また、人口100万人当たりの累計死者数をみると、21年2月以降、ワクチン接種の進展により各国で増加のペースが緩やかになっている一方で、ブラジルは右肩上がりで推移している（図3）。

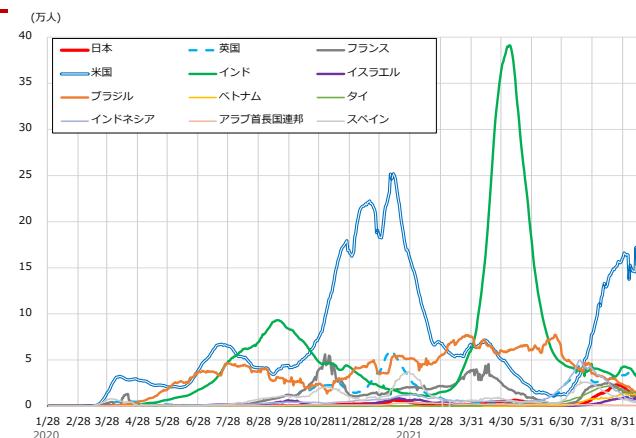


図1 世界の新規感染者数

注) 7日間移動平均。

資料) Our World in Data 公開データを基にAPIRにて作成

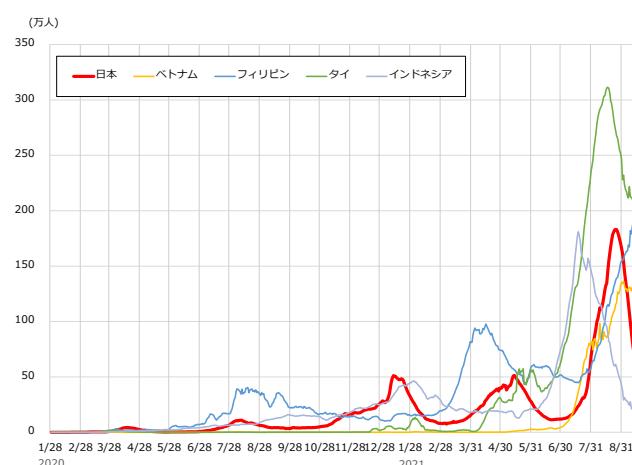


図2 人口100万人当たりの新規感染者数：日本、ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア

資料) Our World in Data 公開データを基にAPIRにて作成

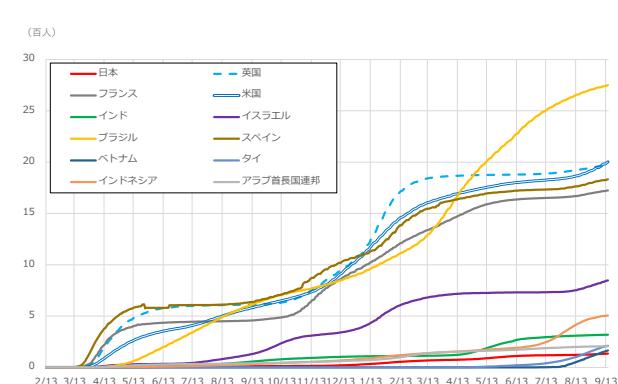


図3 人口100万人当たりの累計死者者数

資料) Our World in Data 公開データを基にAPIRにて作成

2. 日本の感染状況

○日本の新規感染者数をみれば、2020年4月に入り、関西の感染者数が急拡大した（第4波）。同月の25日には3度目の緊急事態宣言が発令され6月下旬に感染者数はピークアウトした。しかし7月に入り、関東の感染者数が急増した（第5波）。同月12日には4度目の緊急事態宣言が発令された（図4）（緊急事態宣言については後述：4-(2)参照）。

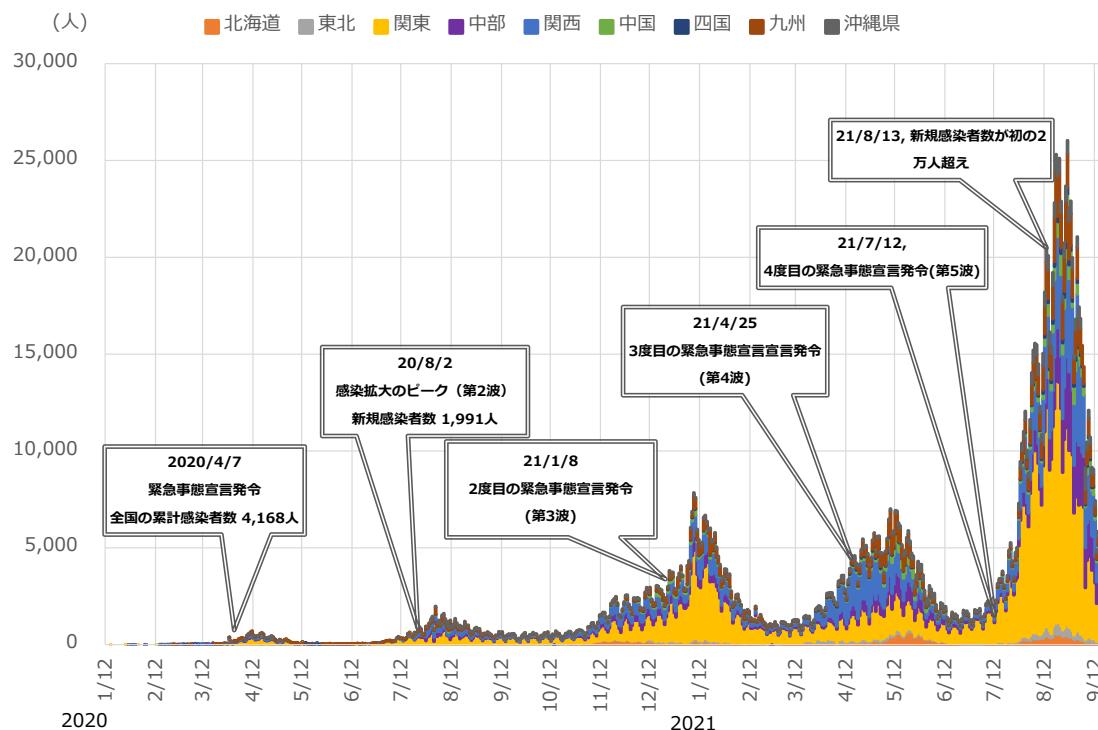


図4 日本の新規感染者数：地域別

資料) 厚生労働省発表資料より作成

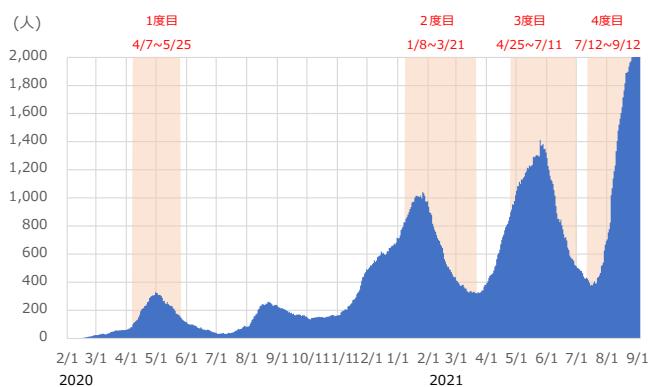


図5 日本の重症者数

注) シャドー部分は緊急事態宣言が発令されていた期間を表している。
資料) 厚生労働省発表資料より作成

○重症者数をみると、3度目の緊急事態宣言時よりも4度目の方が増えている（図5）。

○都道府県別に累計死者数をみると、2度目の緊急事態宣言時は東京都の死者数が突出して多かったが、3度目以降は大阪府の死者数が東京都を上回った。また、兵庫県と北海道においても3度目の緊急事態宣言時に急増した（図6）。

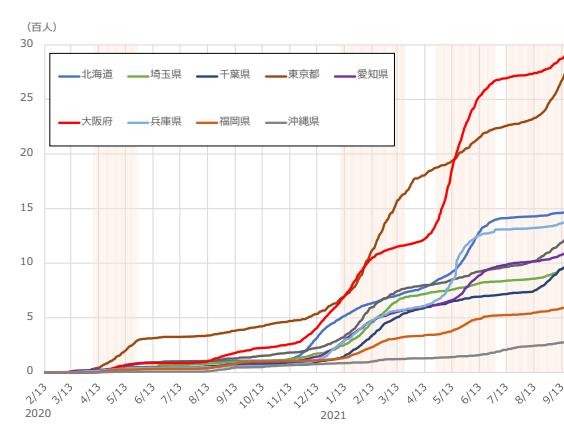


図6 日本の死者者数：都道府県別

注) 4度目の緊急事態宣言対象地域のうち、死者数上位10地域を対象。
シャドー部分は緊急事態宣言が発令されていた期間を表している。
資料) NHK公開データを基にAPIRにて作成

3. 関西の感染状況

○各府県の人口 10 万人当たりの新規感染者数で見ると、大阪府は第 2 波以降、全国よりも総じて感染者数が多い状況であった。第 5 波では、滋賀県の感染者数が急増したため 4 回目の緊急事態宣言の対象となった（図 7）。

○1 人の感染者から平均で何人に感染させるかを示す「実効再生産数」をみると、2021 年 4 月 1 日に関西では 1.81 とピークを迎えた。その後、まん延防止等重点措置及び 3 度目の緊急事態宣言の発令を受け、5 月 29 日には 0.67 まで低下した。しかし、6 月 29 日には再び 1.00 まで上昇し、8 月 1 日には 1.82 まで急上昇した。その後、4 度目の緊急事態宣言を受け、9 月 17 日時点で 0.66 まで低下した（図 8）。

○関西 4 府県の医療提供体制を見ると、3 度目の緊急事態宣言期には大阪府の重症病床使用率は最大 103.0%，兵庫県では 83.0%，奈良県では 91.0% まで上昇した。6 月下旬以降低下傾向であったが、7 月以降再び急上昇した。4 度目の緊急事態宣言期には、京都府の重症病床使用率は最大で 75.9% まで上昇し、医療提供体制がひっ迫していた（図 9）。

○図 9において 4 度目の緊急事態宣言期の大坂府の重症病床使用率は 3 度目ほどひっ迫していない状況がみてとれる。しかし軽症中等症病床使用率をみると 8 月 30 日に 90.0% まで上昇しており、軽症中等症患者に対する医療提供体制は依然とひっ迫している（図 10）。

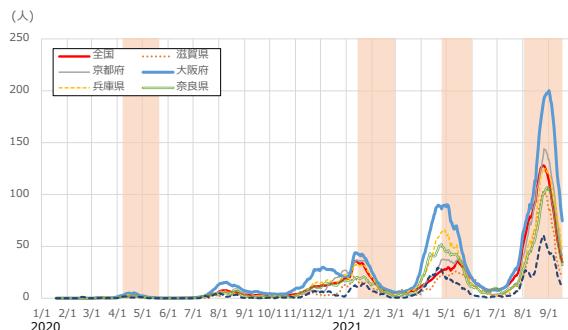


図 7

関西の人口 10 万人当たり新規感染者数

注) 7 日間移動平均。シャドー部分は緊急事態宣言が発令されていた期間を表している。

資料) 厚生労働省、各自治体発表資料等発表資料より作成

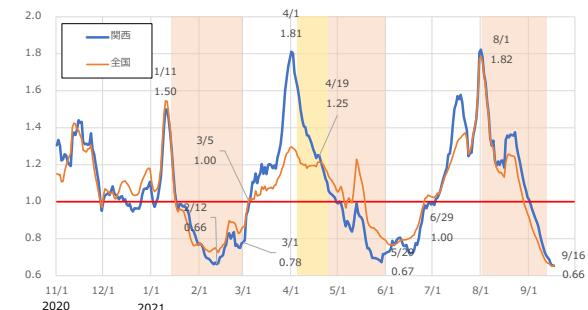


図 8

実効再生産数の推移：全国 vs. 関西

注) 赤色のシャドー部分は緊急事態宣言、黄色はまん延防止措置実施期間。実効再生産数は、(直近 7 日間の新規陽性者数 / その前 7 日間の新規陽性者数) × (平均世代時間 / 報告間隔) とし、平均世代時間は 5 日、報告間隔は 7 日で計算している。

資料) 厚生労働省発表資料より作成



図 9

重症病床使用率：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

注) 重症病床使用率については、各府県の定めた基準に基づく。

資料) 各自治体発表資料等

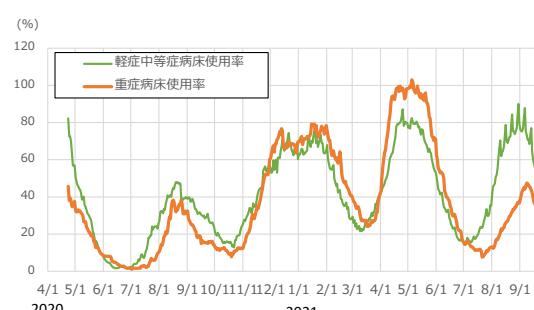


図 10

軽症中等症病床使用率と重症病床使用率：大阪府

注) 大阪府の定めた基準に基づく。

資料) 大阪府発表資料

4. 日本の感染症対策

(1) 水際対策

○表1は日本の水際対策の推移を見たものである。

COVID-19の感染拡大を防ぐため、日本は2020年2月1日より中国湖北省からの入国制限を開始した。当初は中国や韓国など一部の地域に対して入国が制限されていたが、3月にはヨーロッパの主要国・地域からの入国者に対しても対策がとられた。4月に入り、中国と韓国の全地域からの入国者に対して入国制限がとられた。その後、対象国・地域は拡大し、8月30日には159カ国地域からの入国を制限した。

○一方、2020年7月29日に政府は感染状況が落ち着いていたタイ、ベトナムとの間で長期滞在者向けの入国緩和策として、レジデンストラックを開始した。9月には日本の在留資格を持つ外国人の再入国の許可や、シンガポールとの間で短期滞在者向けのビジネストラックの運用も開始した。10月に一定の条件下で外国人の新規入国を許可し、アジアを中心にビジネストラック、レジデンストラックの運用を拡大した¹。

○しかし、世界的な感染拡大を受け、2020年12月28日には再度、外国人の新規入国を一時停止した。その後、21年1月14日からは例外的に入国が認められていた国・地域においても入国が制限された。5月14日からは変異株が流行しているインド、ネパール及びパキスタンからの再入国が制限され、その後7月9日までに対象が60カ国まで拡大された²。

表1 日本の水際対策の推移

実施日	水際対策
2020年2月1日	中国 湖北省が入国制限の対象地域となる
2月13日	中国 浙江省が入国制限の対象地域に追加される
2月27日	韓国 大邱広域市及び慶尚北道清道郡が追加される
3月7日	大韓民国慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州が追加される
3月11日	イラン・イスラム共和国アルボルズ州、イスファン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンタラン州、マルキヤズィ州及びロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州及びサンマリノ共和国の全ての地域が追加される
3月19日	アイスランド共和国、イタリア共和国ヴァッレ・ダオスタ州、トレントィーノ＝アルト・アディジエ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州及びリグーリア州、スイス連邦ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州、スペイン王国ナバラ州、バスク州、マドリード州及びラ・リオハ州の全ての地域が追加される
3月27日	イラン・イスラム共和国、アイルランド、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、イスラエル、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国の全ての地域が追加される
4月3日	これまで一部の地域が上陸拒否対象となっていた韓国や中国が全地域対象となるなど、対象地域がこれまでの26カ国地域から73カ国地域までに大幅に拡大される
4月29日	対象地域が73カ国地域から87カ国地域までに拡大
5月16日	対象地域が87カ国地域から100カ国地域までに拡大
5月27日	対象地域が100カ国地域から111カ国地域までに拡大
7月1日	対象地域が111カ国地域から129カ国地域までに拡大
7月24日	対象地域が129カ国地域から146カ国地域までに拡大
7月29日	タイ、ベトナムとの間のレジデンストラックの受付を開始
8月30日	対象地域が146カ国地域から159カ国地域までに拡大
9月1日	日本の在留資格を持つ外国人の再入国を全面的に解禁
9月8日	カンボジア、台湾、マレーシア、ミャンマー、ラオスとの間でレジデンストラックの受付を開始
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラックの受付を開始
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始
10月1日	全世界を対象に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、ビジネス関係者や留学生などの中長期の在留資格を持つ外国人の新規入国を許可
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始
11月1日	9カ国地域の上陸拒否が解除されたものの、新たにミャンマー、ヨルダンが対象となり、対象地域は152カ国地域となる
11月1日	上陸拒否対象地域であったオーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国(香港及びマカオを含む)、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナムの上陸拒否指定を解除 ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始
12月28日	全ての国地域からの新規入国の一時停止
2021年1月14日	全ての対象国地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止
5月14日	変異株が流行しているインド、ネパール及びパキスタンの3カ国からの再入国を制限
5月21日	再入国の制限対象が3カ国から13カ国まで拡大
5月28日	再入国の制限対象が13カ国から17カ国まで拡大
7月1日	再入国の制限対象が17カ国から41カ国地域まで拡大
7月9日	再入国の制限対象が41カ国から60カ国地域まで拡大

注) ■は制限、■は緩和を示す。

資料) 法務省及び厚生労働省の報道発表資料より筆者作成。

¹ レジデンストラックとビジネストラックの説明については第5章1節参照。

² ここでいう変異株とは、ベータ株(B.1.351系統)、ガンマ株(P.1系統)、デルタ株(B.1.617.2系統)を指す。

(2) 緊急事態宣言

○表2は日本における緊急事態宣言の発令の推

移を示している。1度目は2020年4月7日に発令された。当初は7都府県が対象であつたが、COVID-19の感染拡大を抑えるために、同月16日に全国まで対象が拡大された。

○2度目は2021年1月7日に発令された。同月8日から1都3県に実施され、14日には7府県が対象に追加され対象が11都府県にまで拡大した。

○3度目は2021年4月23日に発令され、同月25日から4都府県に対し実施された。その後5月28日までに10都道府県まで対象が拡大され、期間も6月20日まで延長された。

○4度目の緊急事態宣言は2021年7月8日に発令され、同月12日から沖縄県に加えて東京都に対し実施された。7月30日に4府県が追加され、期間が8月31日まで延長された。また、8月17日には7府県が追加され、期間が9月12日まで延長された。さらに、8月25日には8道県が追加された。その後、9月9日に宮城県と岡山県の解除が発令されたが、残りの19都道府県は9月30日まで期間延長となつた。

○緊急事態宣言対象地域をGDPシェアでみると、全国が対象となつた1度目は最大100%,2度目は最大59.6%,3度目は50.1%,4度目は78.9%となっており、緊急事態宣言による日本経済への影響が大きいことがわかる（図11）。

○関西においては、対象地域の経済シェアはすべての緊急事態宣言期間において最大8割を超えており、滋賀県を加えた4度目では9割を超えた。関西は全国に比して緊急事態宣言による経済活動の制約を強く受けていることがわかる（図12）。

表2

緊急事態宣言発令の推移

発令日	内容	対象 都道府県数	GDP 割合(%)
2020年4月7日	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言を発令	7	47.4
4月16日	緊急事態宣言が全国に拡大 うち北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については「特定警戒都道府県」とされた	47	100.0
5月4日	緊急事態宣言期間が5月31日まで拡大	47	100.0
5月14日	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県以外の39県の緊急事態宣言解除	8	49.3
5月21日	大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言解除	5	36.6
5月25日	全国的に緊急事態宣言解除	0	0.0
2021年1月7日	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に緊急事態宣言を再発令 (実施期間：1/8~2/7)	4	33.1
1月13日	栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言を再発令 (実施期間：1/14~2/7)	11	59.6
2月2日	栃木県を対象地域から解除し、緊急事態宣言再発令の期間を3/7まで延長(実施期間：2/8~3/7) 対象地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	10	58.0
2月26日	岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県への緊急事態宣言を3/1から解除 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の緊急事態宣言は継続(3/7まで)	4	33.1
3月5日	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の緊急事態宣言を3/21まで延長	4	33.1
3月18日	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の緊急事態宣言を3/21に解除	0	0.0
4月23日	東京都、京都府、大阪府、兵庫県に対して3度目の緊急事態宣言を発令 (実施期間：4/25~5/11)	4	31.7
5月7日	愛知県と福岡県が対象に追加され(実施期間：5/12~31)、緊急事態宣言期間が5/31まで延長	6	42.4
5月14日	北海道、岡山県、広島県が対象に追加(実施期間：5/16~31)	9	49.3
5月21日	沖縄県が対象に追加(実施期間：5/23~6/20)	10	50.1
5月28日	北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の緊急事態宣言期間が延長(6/1~20)	10	50.1
6月17日	北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の緊急事態宣言を解除。 沖縄県は7/11まで延長。	1	0.8
7月8日	東京都に対して4度目の緊急事態宣言を発令(実施期間：7/12~8/22) 沖縄県は8/22まで宣言延長	2	19.7
7月30日	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府が対象に追加される(実施期間：8/2~31) 東京都、沖縄県の期間が8/31まで延長	6	41.0
8月17日	茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県が対象に追加される (実施期間：8/20~9/12) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県の期間が9/12まで延長	13	58.9
8月25日	北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県が対象に追加される (実施期間：8/27~9/12)	21	78.9
9月9日	宮城県、岡山県が解除 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の期間が9/30まで延長	19	75.8

注) 各都道府県のGRPは2018年度名目値。

資料) 内閣府『県民経済計算』をもとに筆者作成

PartⅢ／COVID-19 Chronology

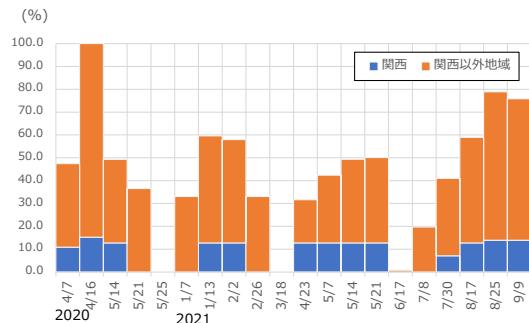


図 11

緊急事態宣言の影響を受ける都道府県の割合：GDP シェア

注) 各都道府県の名目 GDP(GRP)は 2018 年度値.

資料) 内閣府「県民経済計算」

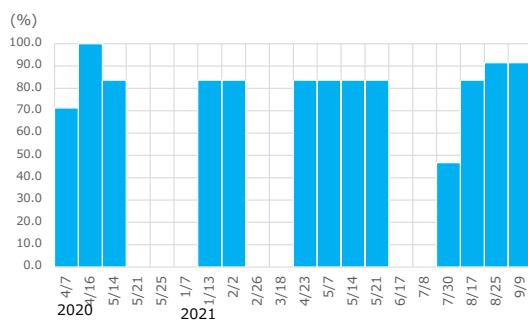


図 12

関西における緊急事態宣言の対象地域のシェア：対関西 GRP

注) 各都道府県の名目 GRP は 2018 年度値.

資料) 内閣府「県民経済計算」

(3) まん延防止等重点措置

○2 度目の緊急事態宣言解除後、感染者数が再び増加する中で、2021年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、『まん延防止等重点措置』が新設された。緊急事態宣言に至らない段階での感染拡大を抑止することで、経済への影響を最小限にしつつも感染拡大を防止することを目的としている。

○そして、4月1日に第1回目として宮城県、大阪府、兵庫県へ発令され、各自治体において、対象の市区町村の設定や休業要請、酒類の提供時間制限等の要請を行った。その後、感染の広がりとともに対象地域も増え、3度目の緊急事態宣言にて一度は対象から外れた自治体においても、再度宣言解除後改めて『まん延防止等重点措置』の対象となる地域も出た(表3)。

表 3

まん延防止等重点措置の発令及び解除の経緯

発令日	都道府県	対象期間
2021年 4月1日	宮城県、大阪府、兵庫県に発令	4/5～5/5
4月9日	東京都、京都府、沖縄県に追加発令	(京都府、沖縄県) 4/12～5/5 (東京都) 4/12～5/11
4月16日	埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県に追加発令	4/20～5/5
4月23日	愛媛県に追加発令	4/25～5/5
4月23日	東京都、京都府、大阪府、兵庫県への緊急事態宣言発令に伴い解除	4/24解除
5月7日	北海道、岐阜県、三重県に追加発令 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県への期間延長（～5/31まで）	5/9～5/31 ～5/31まで延長
5月7日	宮城県期間満了に伴い解除 愛知県への緊急事態宣言発令に伴い解除	5/11解除 5/11解除
5月14日	群馬県、石川県、熊本県に追加発令	5/16～6/13
5月14日	北海道への緊急事態宣言発令に伴い解除	5/15解除
5月21日	愛媛県の感染者・医療状況の改善により解除 沖縄県への緊急事態宣言発令に伴い解除	5/22解除 5/22解除
5月28日	埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県への期間延長（～6/20まで）	～6/20まで延長
6月17日	北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県への緊急事態宣言解除に伴う再発令 埼玉県、千葉県、神奈川県への期間延長（～7/11まで）	6/21～7/11 ～7/11まで延長
6月17日	岐阜県、三重県、期間満了に伴い解除	6/20解除
7月8日	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府への期間延長（～8/22まで）	～8/22まで延長
7月8日	東京都への緊急事態宣言発令に伴い解除	7/11解除
7月8日	北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県、期間満了に伴い解除	7/11解除
7月30日	北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県に発令	8/2～8/31
7月30日	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府への緊急事態宣言発令に伴い解除	8/1解除
8月5日	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県に追加発令	8/8～8/31
8月17日	宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県に追加発令	8/20～9/12
8月17日	北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県、熊本県への期間延長（～9/12まで）	～9/12まで延長
8月17日	茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県への緊急事態宣言発令に伴い解除	8/19解除
8月25日	高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県に追加発令	8/27～9/12
8月25日	北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県への緊急事態宣言発令に伴い解除	8/26解除
9月9日	福島県、石川県、愛知県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県への期間延長（～9/30まで）	～9/30まで延長
9月9日	宮城県、岡山県に追加発令	9/13～9/30
9月9日	富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県への対象期間満了に伴い解除	9/12解除

注) ■は発令を、■は解除を示す.

資料) 内閣府

Box1

緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の違い

- 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置はともに新型インフルエンザ等対策特別措置法に定められているが、その内容を細かく見比べると相違点が多くあることがわかる(表4)。
- 特筆すべき内容として、住民に対する外出自粛要請は緊急事態宣言にのみ明記されており、まん延防止等重点措置では時短要請を受けた場所への出入りの自粛にとどまっている。
- 事業者に対しては、営業停止の要請及び指示ができるのは緊急事態宣言に限られており、まん延防止等重点措置においては営業時間の短縮要請までにとどまっている。
- それぞれの発令及び適用の目安としては法律では定められておらず、新型コロナ対策本部が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針により、緊急事態宣言はステージIV相当、まん延防止等重点措置はステージIII相当が一つの基準となっている。

表4

緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の違い

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法	
対象地域	政府が対象とした都道府県単位	政府が対象とした都道府県の知事が市区町村等の特定の区域を指定
発令・適用の目安 (新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針より)	ステージIV（感染爆発）相当	ステージIII（感染急増）相当
期間	2年以内 (トータルで1年を超えない範囲で延長可) (32条2項、4項)	6カ月以内（何回でも延長可） 政府が対象とした都道府県の知事が指定 (31条の4第2項)
内容	①住民に対する不要不急の外出自粛要請 (45条1項) ②学校や興行場等の使用制限（時短要請） ・停止（休業要請）等の要請及び命令 (45条2項・3項) ③医療等の提供体制の確保に関する措置 (47条、49条) ④電気・ガス・水の安定的な供給（52条） 運送・通信・郵便等の確保に関する措置 (53条) ⑤必要物資の売渡要請（55条1項）, 収用（55条2項）,保管命令（55条3項） →違反者には罰則：6カ月以下の懲役か 30万円以下の罰金	①事業者への営業時間の変更（時短要請） およびまん延防止措置の要請 (31条の6第1項) 及び命令 (31条の6第3項) ②住民に対する①で設定された場所への 出入り自粛要請（31条の6第2項）
罰則	内容②の命令に違反した場合：30万円以下の過料（79条） 内容⑤に違反した場合：6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金（79条）	内容①の命令に違反した場合：20万円以下の過料（80条1項）
国会報告	発令期間延長などの際の報告義務 (32条3項)	「速やかに報告すること」を要請 (法的拘束力なし)

注) 特筆すべき相違点を太字にて表現。

資料) 首相官邸 HP 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)より作成

5. ワクチンの接種状況

(1) 世界

○世界全体の総接種回数は 2021 年 9 月 17 日時点で 58 億 1,525 万回を超えた。

○ワクチンの接種率が 40%に達すると、新規感染者数が減少に転じると言われている³。1 回目の接種率で見ると、40%のラインにまず到達したのがイスラエルであり（21 年 2 月 7 日）、続いて英国が 3 月 20 日、そして 4 月 21 日に米国と続いた⁴。一方、足下において感染が拡大している東南アジア地域の接種率をみると、インドネシア、ベトナム、フィリピンにおいてはいまだ 40%に到達していない（図 13）。

○2 回目の接種率をみると、イスラエルは 4 月初旬に約 6 割に到達しているが、以降横ばいで推移している。足下においてアラブ首長国連邦は 79.2%、スペインは 76.1% と 7 割を超える接種率となっている。一方、日本では接種開始は遅かったものの、足下では 52.9% となっており接種率が加速している（図 14）。

○世界の累計接種率をみると、足下において 3 度目のワクチン接種によるイスラエルの接種率の増加がみて取れる（図 15）。

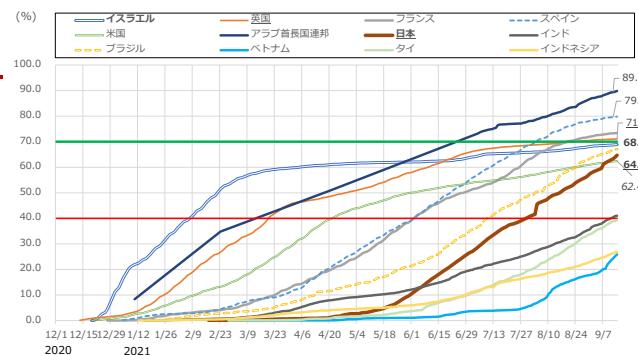


図 13 1 回目のワクチン接種率

資料) Our World in Data 公開データを基に APIR にて作成

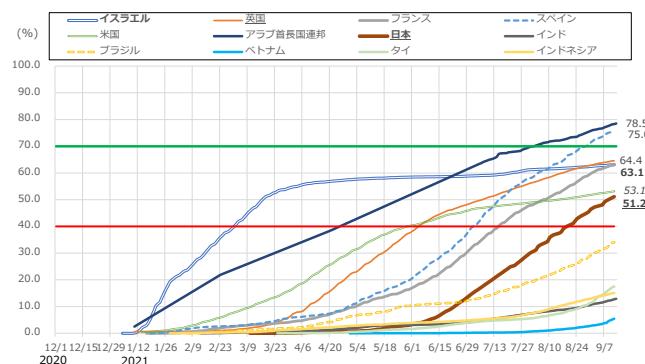


図 14 2 回目のワクチン接種率

資料) Our World in Data 公開データを基に APIR にて作成

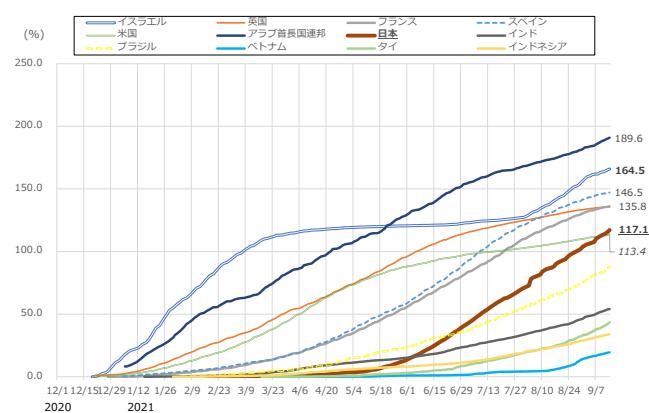


図 15 世界の累計接種率

注) 累計接種回数÷人口

資料) Our World in Data 公開データを基に APIR にて作成

³ 詳細は野村総合研究所（2021）を参照 (https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2021/cc/0630_1)

⁴ 2021 年 9 月 17 日時点において、多くのワクチンは免疫獲得に 2 回以上の接種が必要である。1 回接種で免疫獲得をめざすのはジョンソン・エンド・ジョンソン (J & J) の製薬部門ヤンセンファーマ製など一部のワクチンに限られる。そのため、接種の進捗を見るにあたり 1 回目と 2 回目の接種率に注目した。

(2) 日本・関西

○日本の総接種回数は2021年9月17日時点で1億4,988万2538回となった。医療従事者へのワクチン接種は7月末に完了した。6月21日より職域接種も開始され接種回数は増加した(図16)。

○接種率の推移を見れば、高齢者への接種が開始された2021年4月は低位で推移していた。その後、5月に入り、東京都と大阪府で自衛隊による大規模接種の開始もあり、接種率は上昇した。9月17日時点で1回目の接種率は65.2%、2回目は53.3%まで上昇しており、国民の半数は2回目のワクチンを打ち終えている(図17)。関西では9

月17日時点で1回目の接種回数は1,231万902回、2回目は990万3,025回となっている。接種率は1回目が59.5%、2回目が47.9%となっている。

○9月12日の時点における都道府県別の累計接種率を比較すると、山口県が最も高く(66.3%)、栃木県が最も低く(49.9%)次いで沖縄が50.0%となっている。関西では和歌山県が64.9%と最も高く、最も低いのは京都府で51.6%である(図18)。

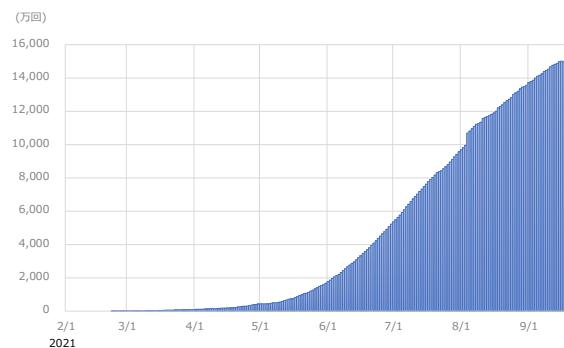


図16　日本の総接種回数

資料) 厚生労働省及び首相官邸ホームページより作成

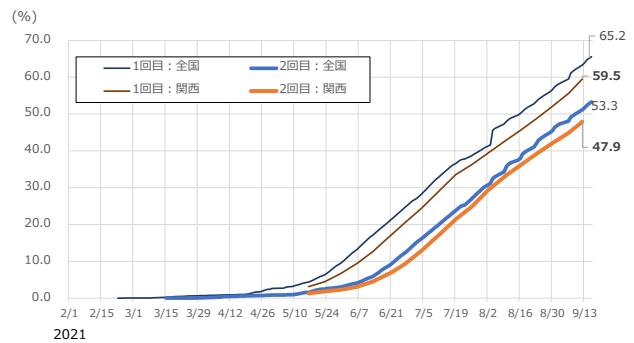


図17　日本の接種率

注)日本の接種率は日時、関西のデータは週次ベース。

資料)日本の接種率については、Our World in Data公開データを、関西の接種率については、首相官邸HPを基にAPIRにて作成。

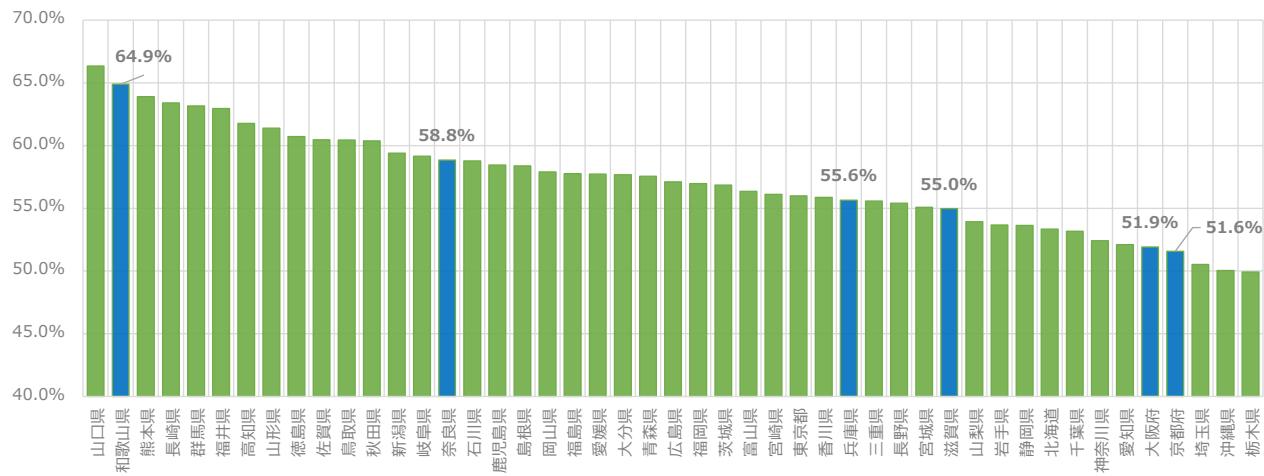


図18　都道府県別の総接種率

注)総接種回数÷人口×2。

資料)厚生労働省及び首相官邸ホームページより作成

6. 日本の財政政策

表5は日本 COVID-19 関連対策の予算についてまとめたものである。1次,2次補正予算で医療体制の整備や事業者向けの支援策を行い、3次補正予算ではワクチン

接種体制の整備に加え、ポストコロナに向けた支援策を行っている。また、令和3年度予算では予備費として5兆円を確保し、感染防止策の強化を図っている。

表5 日本の予算概要と経緯

日時	項目	概要	予算総額
2020年 4月30日 成立	令和2年度 第1次補正 予算	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費：255,655億円 (1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発：18,097億円 (2)雇用の維持と事業の継続：194,905億円 (3)次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復：18,482億円 (4)強靭な経済構造の構築：9,172億円 (5)今後への備え：15,000億円	約117.1兆円
6月12日 成立	令和2年度 第2次補正 予算	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費：318,171億円 (1)雇用調整助成金の拡充等：4,519億円 (2)資金繰り対応の強化：116,390億円 (3)家賃支援給付金の創設：20,242億円 (4)医療提供体制等の強化：29,892億円 (5)その他の支援：47,127億円 (6)新型コロナウイルス感染症対策予備費：100,000億円	約117.1兆円
2021年 1月28日 成立	令和2年度 第3次補正 予算	1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費：43,581億円 (1)医療提供体制の確保と資料機関等への支援：16,447億円 • 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(病床や宿泊療養施設等の確保等)：13,011億円 • 診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等における感染拡大防止等の支援：1,071億円 • 医療機関等の資金繰り支援：1,037億円 • 小児科等の医療機関等に対する診療報酬による支援：71億円等 (2)検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備：8,204億円 • 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施：5,736億円 • PCR検査・抗原検査の実施等：672億円等 (3)知見に基づく感染防止対策の徹底：17,487億円 • 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金：15,000億円 • 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う感染症対策等事業：959億円等 (4)感染症の収束に向けた国際協力：1,444億円 • アフリカ、中東、アジア・大洋州地域への国際機関等を通じた支援：792億円等 2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現：116,766億円 (1)デジタル改革・グリーン社会の実現：28,256億円 • 地方団体のデジタル基盤改革支援：1,788億円 •マイナンバーカードの普及促進：1,336億円 • ポスト5G・Beyond5G(6G)研究開発支援：1,400億円	約19.2兆円

Part III／COVID-19 Chronology

		<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設：20,000 億円 ・グリーン住宅ポイント制度の創設：1,094 億円等 <p>(2) 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上：23,959 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅・中小企業の経営転換支援(事業再構築補助金)：11,485 億円 ・大学ファンド：5,000 億円 ・持続化補助金等：2,300 億円 ・国内外のサプライチェーン強靭化支援：2,225 億円 ・地域公共交通の維持・活性化への重点的支援：150 億円等 <p>(3) 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現：64,551 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小・小規模事業者等への資金繰り支援：32,049 億円 ・地方創生臨時交付金(再掲) ・Go To トラベル：10,311 億円, Go To イート：515 億円 ・雇用調整助成金の特例措置：5,430 億円 ・緊急小口資金等の特例措置：4,199 億円 ・観光(インバウンド復活に向けた基盤整備)：650 億円 ・不妊治療に係る助成措置の拡充：370 億円 ・水田の畠地化・汎用化・大区画化等による高収益化の推進：700 億円 ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(生活困窮者支援・自殺対策等)：140 億円等 	
2021 年 3 月 26 日 成立	令和 3 年度 予算	<p>新型コロナウイルス感染対策予備費：50,000 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予期せぬ状況の変化に備え, 令和 2 年度においてコロナ予備費 5 兆円を確保しているほか, 3 年度予算においてもコロナ予備費 5 兆円を措置. ・3 次補正予算で病床・宿泊療養施設の確保, 新型コロナワクチン接種体制の整備, 接種等を措置. さらに, 以下により, 感染拡大の防止に万全を期す. ・感染症危機管理体制 ・保健所体制の整備 ・感染症対策のための診療報酬の臨時の措置 ・医療機器の国内生産能力の増強等 	106.6 兆円

注) 新型コロナウイルスに関わる部分のみを抜粋.

資料) 各所省資料より作成

Box 2 Go To キャンペーン事業について

○政府は観光、飲食、イベント、商店街の需要喚起策として Go To キャンペーン事業を行った(表 6)。令和 2 年度第 1 次補正予算において 1 兆 6,794 億円の総事業費が組み込まれた。

【Go To トラベル事業】

○2020 年 7 月 22 日から Go To トラベル事業が開始された。当初は地域共通クーポンの配布ではなく、宿泊割引のみであった。また、当時感染状況が落ち着いていなかった東京都発着の旅行が除外された。10 月 1 日から、東京都が対象に加えられ、旅行代金の 15% 分が地域共通クーポンに充てられた。一時、宿泊割引に制限がかけられたが、対策が講じられた結果、当初の割引制度に戻された。しかし感染の再拡大を受け、12 月から事業は全国で一斉停止された(表 7)。観光庁の報告によると、少なくとも約 8,781 万人泊分が利用され、宿泊・旅行代金の割引と地域共通クーポンの利用を合わせて約 5,399 億円が支援されている⁵。政府は感染状況が落ち着いた段階で再開するため、表 5 で示した令和 2 年度 3 次補正予算で 1 兆 311 億円を充て、令和 3 年度に繰り越した。

【Go To イート事業】

○実施概要及び関西各府県の状況について下表に示す(表 8・9)。加盟店舗数は大阪府、兵庫県、京都府の順に多く、プレミアム付き食事券の発行総額(予定も含む)については大阪府が多く兵庫県、三重県が続く。しかし、感染の再拡大を受け、農林水産省は 11 月 24 日以降、各都道府県に対しプレミアム付き食事券の新規発行の順次停止と利用の自粛を呼びかけた。政府は Go To イート事業について感染状況が落ち着いた段階で再開するために、表 5 で示した令和 2 年度 3 次補正予算で 515 億円を充て、令和 3 年度に繰り越した。

表 6 Go To キャンペーン事業の概要

種類	概要
観光 (Go To トラベル)	国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 35% を割引(2020 年 7 月 22 日から)。加えて、宿泊・日帰り旅行代金の 15% 相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与(2020 年 10 月 1 日から)。
飲食 (Go To イート)	指定された 15 の予約サイトを通じて食事をすると後日使えるポイント(500~1,000 円分)を付与。また、都道府県ごとに発行される食事券(購入額の 25% 上乗せ)を購入して使用。
イベント (Go To イベント)	チケット代の 2 割相当分を割引支援またはチケット代の 2 割相当分を会場等での物販等で利用できるクーポンを付与。
商店街 (Go To 商店街)	商店街にてイベント等を実施するために必要な経費を対象に補助。地元パフォーマー等の出演費、テント等のレンタル費用、感染予防用品等の購入費用が主な対象。

資料) 観光庁発表資料等より作成

表 7 Go To トラベル事業の変遷

開始日(変更日)	内容(変更点)
2020 年 7 月 22 日	Go To トラベル キャンペーン開始。先行スタート「第一弾」では、最大 35% 割引
10 月 1 日	東京都も、Go To トラベルの対象へ
10 月 1 日	旅行代金の 15% が地域共通クーポンとして追加付与開始
10 月 9 日	「楽天トラベル」は会員につき 1 回までに制限
10 月 10 日	「じゃらん」、「Yahoo!トラベル」、「一休.com」は割引上限額を 1 人 1 泊あたり最大 3500 円に引き下げ
10 月 13 日	国土交通大臣が、「業者が 35% の割引商品を継続して販売できるよう観光庁に必要な対策を指示した」と会見
10 月 13 日	各社、一旦設けた制限を解除し、再び最大 35% の割引に戻す
11 月 1 日 販売分から	会員登録プランを対象外に
11 月 6 日 販売分から	ビジネス出張を対象外に
11 月 6 日 販売分から	高額「おせち」付き宿泊プランを対象外へ
11 月 7 日 2 時から	電子クーポンの券種が追加(3 から 5 種類へ)
11 月 17 日 0 時から	1 回最大 7 泊までに変更
11 月 24 日	札幌市・大阪市を目的地とする旅行に対する補助を一時停止。 新規・既存を問わず事業の全国一斉停止: 12 月 28 日 0 時 ~ 21 年 1 月 11 日 24 時の出発分
12 月 14 日	広島市を目的とする旅行に対する補助を全国に先駆けて 12 月 16 日から停止

資料) 観光庁『令和 3 年版観光白書』等より作成

表 8 Go To イート事業の内容

支援項目	内容
ポイントの付与 (給付金 616 億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・予約をした店で実際に食事をすると、1 人あたり昼食では 500 円分、夕食では 1,000 円分のポイントが 1 週間ほどで付与される。次回、同じサイトでオンラインで予約する時などに使うことができる。 ・1 回で 10 人分まで予約でき、予約した人が人数分のポイントをもらえる。2021 年 1 月末まで給付金総額を限度に何回でもポイントをもらえることができる。また、ポイントの有効期限は最長で 21 年 3 月末まで。 ・対象となる飲食店は感染対策を徹底することが義務づけられ、接待を持伴店などは対象から除外。
プレミアム付き食事券 (給付金 868 億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付き食事券は、都道府県ごとに発行され、登録された飲食店で使える。地域によって異なるが、コンビニや商工会、インターネットなどで購入可能。 ・購入額の 25% を上限に上乗せされる(例えば 1 万円で 1 万 2500 円分の食事券を購入可能)。 ・最も早い新潟県では 2020 年 10 月 5 日から、山梨県は 12 日、大阪府は 14 日から始まり、11 月までにほとんどの都道府県で始まった。

資料) 農林水産省 HP より作成

表 9 関西各府県の加盟店舗数と
プレミアム付き食事券の発行総額

府県名	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府
加盟店舗数	2,267	3,311	2,784	6,502	16,275
発行総額	60 億円	100 億円	70 億円	80 億円	250 億円
府県名	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
加盟店舗数	8,669	2,084	1,726	1,297	1,581
発行総額	100 億円	50 億円	60 億円	50 億円	50 億円

資料) 各自治体発表資料より作成

⁵ Go To トラベル事業の利用実態については第 5 章 1 節参照。

Part III / COVID-19 Chronology

【Go To 商店街事業】

- 関西の主要な府県で実施された事業を以下に記す。
- 京都府：利用者を分散させる取組みとして、平日の買物を対象とした「オフピークスタンブラー」やイルミネーション。
 - 大阪府：動画共有サイトのライブ機能を使ったオンラインレビューリピング。
 - 兵庫県：コロナ禍で発表の機会を失った近隣中学/高校の吹奏楽部による野外演奏。

【Go To キャンペーンに関連した関西府県の独自事業】

- 表 10**は関西各府県が行った独自の需要喚起策をまとめたものである。府県によっては全国の運用開始に先駆けて独自の宿泊割引を導入していたところもある。またキャンペーンの対象については、自府県民に限らず関西の居住者全体まで広げているものもあり、各府県で事業内容は様々である。
- 観光庁は2021年4月30日、各都道府県が行う、宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取組む際の費用の支援について、既存の支援措置を追加する形で、財政的に支援することとなった。

表 10 関西各府県が行った需要喚起策

	内容	期間	対象
福井県	ふくいdeお得キャンペーン	2020年11月1日～21年1月末 2021年2月17日再開～3月30日 2021年7月1日～12月31日※1	自県民
三重県	みえ得トラベルクーポン	第1弾：2020年9月15日～21年2月28日 第2弾：2020年10月1日～21年2月28日 第3弾：2020年10月22日～21年2月28日 第4弾：2021年7月8日～12月31日※1	第1弾：三重県、愛知県、岐阜県 第2弾：三重県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 第3弾：全国 第4弾：自県民
滋賀県	今こそ滋賀を旅しよう	第1弾：2020年7月20日～12月6日 第2弾：2020年12月12日～21年3月7日 第3弾：2021年4月16日～6月30日 第4弾：2021年7月9日～10月31日※1	第1弾：滋賀県民以外も対象 第2弾：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、岐阜県、福井県※2 第3弾：自県民 第4弾：自県民
京都府	京都のお宿で魅力再発見キャンペーン	2020年7月1日～31日	関西2府4県在住者
京都市	地元応援！京都で食べよう、泊まろうキャンペーン(京都市)	2020年7月3日～9月30日	京都市民
大阪府	「大阪の人・関西の人 いらっしゃい！」キャンペーン	2020年6月19日～9月25日	関西2府4県在住者
兵庫県	Welcome to HYOGOキャンペーン	・兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン： (第1弾)2020年7月23日～9月22日 (第2弾)2020年10月31日～21年1月31日 ・ひょうごで泊まろうおトク割引： 2020年7月10日～8月31日	・兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン： 居住地の制限なし ・ひょうごで泊まろうおトク割引： 関西2府4県、岡山県、鳥取県、徳島県
	ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン	開始日未定～2021年12月31日	自県民
神戸市	STAY at KOBE(神戸市)	2020年6月27日～21年3月31日	神戸市民
奈良県	いまなら、キャンペーン	2020年8月26日～21年2月28日	自県民
和歌山県	わかやまりフレッシュプラン	2020年7月8日～9月30日	自県民
	わかやまりフレッシュプラン2nd	2021年6月22日～12月31日	自県民
鳥取県	# WeLove鳥取キャンペーン	Part.1：2020年5月16日～31日 Part.2：2020年6月6日～7月12日 Part.3：2020年12月7日～21年1月11日	自県民
鳥取県・島根県	# WeLove山陰キャンペーン	2021年3月1日～12月31日※2	鳥取県・島根県
徳島県	とくしま応援割	2020年6月8日～7月31日	自県民
	とくしま応援割（第2期）	2021年8月1日～12月31日※1※2	自県民

※1 新規予約を停止中。

※2 既存予約の割引適用を停止中。

資料) 各自治体発表資料より作成

7. 日本の金融政策

表 11 は日本銀行が行った政策決定会合の概要を示している。2020 年 12 月 18 日に COVID-19 対応として行っていた CP・社債等の増額買入れの期限を 21 年 9

月末とした。しかし、COVID-19 の影響が続いていることから、21 年 6 月 18 日に 22 年 3 月末まで延長し、引き続き企業の資金繰りの支援を行うとした。

表 11

COVID-19 拡大による影響を踏まえた金融政策について

2020 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用 ・長期金利：10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う（保有残高の増加額年間約 80 兆円を目指す） ・ETF・J-REIT の積極的な買入れ <p>→ETF および J-REIT について、当面は、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う（前回の会合からそれぞれ倍増）</p> ・一層潤沢な資金供給の実施 <p>→米ドル資金について、日本銀行は、カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度およびスイス国民銀行と協調して、資金供給オペについて、貸付金利を 0.25%引き下げる</p> ・企業金融支援のための措置 <p>→① 新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペの導入。民間企業債務を担保（約 8 兆円 <2020 年 2 月末>）に、最長 1 年の資金を金利ゼロ%で供給する新たなオペレーション（残高の 2 倍の金額を「マクロ加算残高」に加算）を導入する。同措置は、2020 年 9 月末まで実施</p> <p>→② CP・社債等買入れの増額。CP・社債等の追加買入枠を合計 2 兆円設け、CP 等は約 3.2 兆円、社債等は約 4.2 兆円の残高を上限に買入れを実施する。増額買入れは、2020 年 9 月末まで継続</p>
4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期、長期金利：据置き ・CP・社債等の追加買入枠を大幅に拡大し、合計約 20 兆円の残高を上限に買入れを実施する <p><CP・社債等の発行体ごとの買入限度の緩和等></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一発行体当たりの買入残高の上限：これまでの 1,000 億円から、CP 等は 5,000 億円、社債等は 3,000 億円に緩和 ② 一発行体の総発行残高に占める日本銀行の保有割合上限：これまでの 25%から CP 等は 50%、社債等は 30% に緩和 ③ 買入対象とする社債等の残存期間を、これまでの 1 年以上 3 年以下から、1 年以上 5 年以下に延長 ・新型コロナ対応金融支援特別オペの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象担保範囲の家計債務を含めた民間債務全般への拡大（対象担保：約 8 兆円 → 約 23 兆円 <3 月末>） ② 対象先の拡大（新たに、系統会員金融機関等を含める） ③ 本オペの利用残高に相当する当座預金への +0.1% の付利、の 3 つの措置を講じる ・国債のさらなる積極的な買入れ <p>→当面、長期国債、短期国債ともに、さらに積極的な買入れを行う</p>
5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期、長期金利：据置き ・資産買入れ方針 <p>→CP 等、社債等については、それぞれ約 2 兆円、約 3 兆円の残高を維持する。これに加え、2021 年 3 月末までの間、それぞれ 7.5 兆円の残高を上限に、追加の買入れを行う</p>
6 月 16 日 7 月 15 日 9 月 17 日 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期、長期金利：据置き ・資産買入れ方針維持
12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期、長期金利：据置き・資産買入れ方針維持

Part III／COVID-19 Chronology

	<ul style="list-style-type: none"> ・資産買入れ方針 <p>CP・社債等の増額買入れの期限を半年間延長し,2021 年 9月末までとする。 買入れについては引き続き合計約 20兆円の残高を上限に実施するが,このうち,追加買入れ枠については,CP 等と社債等の合計で 15兆円とし,市場の状況に応じて,それぞれに配分することとする.</p>
2021 年 1月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期,長期金利 : 据置き ・資産買入れ方針維持
3月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ①金融仲介機能への影響に配慮しつつ,機動的に長短金利の引き下げを行うため,短期政策金利に連動する「貸出促進付利制度」を創設する. ②イールドカーブ・コントロールについて,長期金利の変動幅は±0.25%程度であることを明確化する.同時に,必要な場合に強力に金利の上限を画すため,「連続指値オペ制度」を導入する. ③ETF および J-REIT について,新型コロナウイルス感染症の影響への対応のための臨時措置として決定した,それぞれ約 12兆円および約 1,800 億円の年間増加ペースの上限を,感染症収束後も継続することとし,必要に応じて,買入れを行う. <ul style="list-style-type: none"> ・短期,長期金利 : 据置き ・資産買入れ方針維持
4月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期,長期金利 : 据置き ・資産買入れ方針維持
6月 18 日 7月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期,長期金利 : 据置き・資産買入れ方針維持 ・資産買入れ方針 <p>CP・社債等の増額買入れの期限を半年間延長し,2022 年 3月末までとする。</p>

資料) 日本銀行,政策委員会金融政策決定会合

8. 米国の財政政策・金融政策

米国は、リーマン・ショック時を上回る経済悪化に対し、幾度にも渡る経済対策法案を成立させた。2021年1月20日に第46代大統領に就任した。

ジョー・バイデン氏は就任して間もなくの3月11日に新型コロナウイルス対策として1兆9,000億ドル規模の「2021年米国救済計画法」を成立させた。新型コロナ感染拡大後の対策規模は6月30日時点で約6兆ドル(GDP比で約30%)に及ぶ。

表12

米国の財政政策・金融政策

日時	機関名	名称等	概要
2020年3月3日	FOMC	FF金利引き下げ	・FOMC(米連邦公開市場委員会)は緊急の会合を開催。 FF金利を0.5%引き下げ、1.00～1.25% とすることを全会一致で決定。
3月6日	米国政府	緊急補正予算	・ 83億ドル 規模の緊急補正予算を成立。
3月15日	FOMC	FF金利引き下げ	・ FF金利を1.00%引き下げ、0.00～0.25% とし、「実質ゼロ金利政策」を約4年ぶりに発動。
	FRB	量的金融緩和	・数ヵ月で 米国債を5,000億ドル、住宅ローン担保証券(MBS)を2,000億ドル 買い入れる「量的緩和政策(QE)」の再開を表明。
3月17日	FRB	連銀法13条(3)	・企業の資金繰りを支援するために特別目的会社(SPV)を介してCP(コマーシャルペーパー)を買い入れる措置を決めた(CPFF)。 ・プライマリーディーラー(米政府公認の証券会社)に対して公定歩合で融資を行う措置を発動(PDCF)。
3月18日	米国政府	家族第一対策法	・有給休暇や失業保険の充実、PCR検査無料化など 1,929億ドル 規模の対策法案を成立。
	FRB	連銀法	・CPの主要な買い手であるMMF(マネー・マーケット・ファンド)向けに、緊急の資金供給に乗り出すことを発表(MMLF)。
3月20日	FRB	連銀法	・MMLFの適格担保に短期の地方債(12カ月物以下、高格付け)を追加。
3月23日	FOMC	量的金融緩和	・ 米国債とMBSの買い入れ上限を無制限 にすることを表明。
	FRB	連銀法13条(3)	・大企業への直接融資や社債の直接引き受けを行うSPV(PMCCF)と、大企業が発行した社債や社債ETFを流通市場で購入するSPV(SMCCF)を設立。 ・個人や中小企業向けの円滑な融資を目的に、ABSを購入するSPV(TALF)を設立。 ・20年9月末を期限とし、規模は総額 3,000億ドル 、うち TALFは1,000億ドル を上限。
3月27日	米国政府	支援・救済・経済安全保障法	・ 2兆2,830億ドル 規模の経済対策法案が成立。 ・家計への直接現金支給として、大人1人に最大 1,200ドル 、子供1人に 500ドル を支給。失業保険にも週 600ドル 規模の支給、家計部門に合計 5,500億ドル が見込まれる。 ・企業部門には 8,500億ドル が見込まれる。
4月9日	FRB	緊急資金供給	・低格付け債を含む 2兆3,000億ドル の資金供給を表明。一般企業向けへ 6,000億ドル を提供、1年間は無利子とする。大企業向けの社債買い入れ額を 7,500億ドル へ変更。
4月24日	米国政府	追加補正予算	・ 4,840億ドル の追加補正予算が成立。中小企業向けの支援拡大や医療体制支援が中心。
4月29日	FOMC	金利据置	・定期会合にてFF金利の据え置きを決定。

PartⅢ／COVID-19 Chronology

6月 10 日			
7月 29 日			
9月 16 日			
11月 15 日			
12月 16 日			
12月 27 日	米国政府	追加支援策	・1人当たり 600 ドルの現金給付,失業保険の追加給付,中小企業支援を含む 9,000 億ドル超 の新型コロナウイルス対策案が成立.
2021 年 1月 20 日			ジョー・バイデン氏が第 46 代米国大統領に就任.
1月 27 日	FOMC	金利据置	・金融政策の現状維持(米国債を月 800 億ドル,住宅ローン担保証券を月 400 億ドルのペースで買い入れ)を決定.
3月 11 日	米国政府	米国救済計画法	・新型コロナウイルス対策のための「 2021 年米国救済計画法 」が成立.1人当たり最大 1400 ドルの直接給付を含む, 1兆 9,000 億ドル の予算規模.
3月 17 日	FOMC	金利据置	・定例会合にて FF 金利の据え置きを決定.
3月 31 日	米国政府	米国雇用計画	・バイデン米国大統領は総額約 2 兆ドルを超える「米国雇用計画」を発表. (1)交通インフラ整備 : 約 6,210 億ドル (2)生活インフラの整備 : 約 6,500 億ドル (3)製造業支援に約 5,800 億ドル (4)高齢者・障害者施設,退役軍人病院などの整備に約 4,000 億ドル 財源として法人税率を 21%から 28%へ引き上げ.
4月 28 日	FOMC	金利据置	・定例会合にて FF 金利の据え置きを決定.
4月 28 日	米国政府	米国家族計画	・バイデン米国大統領は成長戦略第 2 弾となる約 1 兆 8,000 億ドル規模の「米国家族計画」を発表.子育てや教育支援を柱とする. (1)無償教育拡充,大学進学・卒業支援拡充 : 約 5,000 億ドル (2)保育支援拡充 : 2,250 億ドル (3)有給休暇,病気休暇などの拡充支援 : 2,250 億ドル (4)子育て世帯,低所得者世帯に対する減税枠拡充 : 約 8,000 億ドル 財源として,個人所得税の最高税率引き上げ(37%→39.6%),年収 100 万ドル超の者に対するキャピタルゲイン課税率の引き上げ(20%→39.6%)など.
6月 16 日	FOMC	金利据置	・定例会合にて FF 金利の据え置きを決定.
6月 24 日	米国政府	インフラ投資計画	米国雇用計画の提案を受けて超党派上院グループにて調整してきた「インフラ投資計画」を発表.新規支出は約 5,790 億ドル.
7月 13 日	米国政府	投資計画	米国議会上院予算委員会の民主党議員とホワイトハウス当局者との協議において約 3 兆 5,000 億ドル規模の投資計画が合意. 6月 24 日に発表された「インフラ投資計画」と合わせて約 4.1 兆ドルとなり,当初の「米国雇用計画」「米国家族計画」のを合わせた支出規模となり,両計画を踏襲する形と示唆.
7月 28 日	FOMC	金利据置	・FOMC は定例会合にて FF 金利の据え置きを決定.
7月 28 日	米国政府	インフラ投資計画	6月 24 日に発表された超党派による「インフラ投資計画」が米国議会上院にて審議入り.新規支出規模は 5,500 億ドルへ減少.
8月 10 日	米国政府	インフラ投資計画	超党派による「インフラ投資計画」が米国議会上院にて可決.
8月 24 日	米国政府	投資計画	米国議会下院は民主党提案の約 3 兆 5,000 億ドル規模の投資計画について,予算決議案を可決.超党派による「インフラ投資計画」についても 9 月 27 日までに採決する旨を発表.

資料) 連邦公開市場委員会 (FOMC),日本貿易振興機構 (JETRO) 資料,各所報道より作成

9. 欧州の財政政策・金融政策

欧州連合(EU)では、2020年より財政赤字を国内総生産(GDP)の3%以内に抑えなければならぬ「3%ルール」を一時的に廃止し、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた政策を打ち出した。

ECBのラガルド総裁は21年6月10日の政策理事会後の記者会見において、「ユーロ圏経済の先行きについて、ワクチン接種の進展が封鎖措置の更なる緩和を促し、21年後半は力強い改善を続ける見込み。また中期的には、国内外の旺盛な需要、金融・財政政策に支えられ、ユーロ圏経済の回復が期待される。」と発言した。

表 13

欧州の財政政策・金融政策

日時	機関名	名称等	概要
2020年3月12日 採択	欧州中央銀行(ECB)	金融政策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 追加の長期資金供給オペレーションを導入。ユーロ圏内の銀行に流動性を供給。 特に影響が心配される中小・中堅企業への銀行による資金貸出を支援するため、貸し出し条件付き長期資金供給オペレーション(TLTRO-III)の金利をさらに引き下げ。 債券・国債の購入プログラム(APP)について、2020年12月末までに民間部門を中心に1,200億ユーロの資産を追加で購入。
3月16日 採択	欧州委員会	グリーン・レン導入	<ul style="list-style-type: none"> 経済活動の継続性の確保に重要な輸送について、特に食品や医薬品、医療機器などの必需品の優先レーン(グリーン・レン)導入などを加盟国に要請。
3月18日 採択	欧州中央銀行(ECB)	債権等緊急購入プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 新たな資産購入プログラム「パンデミック緊急購入プログラム(PEPP)」を開始。 民間および公的部門の有価証券を購入する7,500億ユーロの緊急量的緩和を発表。
3月19日 採択	欧州委員会	暫定的国家補助枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 暫定措置として加盟国による企業への助成金給付、銀行ローンの政府保証、優遇金利による公的融資などの財政支援を認める。
3月23日 合意	欧州委員会	安定成長協定の一時的運用緩和	<ul style="list-style-type: none"> EU財務相会合において、EU加盟国に対する財政規律を定めた「安定成長協定(SGP)」の一般免責条項を適用。財政健全化に関する理事会勧告を一時、適用停止する欧州委員会提案について合意。
4月1日 適用開始	欧州委員会	EU結束基金活用	<ul style="list-style-type: none"> EU結束基金から370億ユーロを加盟国に拠出可能にする「新型コロナウイルス対策投資イニシアティブ」に関わる法案を採択。
4月6日 発表	欧州委員会	中小企業資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の資金調達を支援するため、欧州投資銀行(EIF)グループ傘下の欧州投资基金(EIF)の保証により欧州戦略投资基金(EFSI)を通じて、10億ユーロを拠出。 EIFが供与する特別な信用保証を活用して新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業10万社を支援。融資額は総額80億ユーロを見込む。
4月7日 発表	欧州中央銀行(ECB)	担保条件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ユーロ圏の銀行がECBから資金供給を受ける際の担保資産要件を一時的に緩和。今後債券の格下げがあった場合でも、4月7日時点での最低要件を満たす債券は引き続き担保として認める(4月7日発表、22日更新)。
4月23日 承認	欧州理事会	欧州安定メカニズム(ESM)等	<ul style="list-style-type: none"> 欧州安定メカニズム(ESM)などを活用した総額5,400億ユーロの支援策に合意。 雇用保護のための加盟国支援策：1,000億ユーロ 欧州投資銀行の企業向け保証基金強化：2,000億ユーロ 加盟国向けパンデミック危機支援：最大2,400億ユーロ

PartⅢ／COVID-19 Chronology

5月 27 日 (12月 21 日更新)	欧州 委員会	復興基金	<ul style="list-style-type: none"> ・7,500 億ユーロ規模の 2021 年度以降の復興計画を提案.うち 3,900 億ユーロは返済不要な補助金(grant),3,600 億ユーロが融資(loan). ・加盟国の復興・回復支援：復興に向けた諸政策を資金面で支援. ・民間投資の誘導：「グリーン」や「デジタル」などの重点分野への投資企業向けの資金繰り支援,中期投資戦略「インベスト EU」の強化等. ・危機の教訓を踏まえた保健課題への対応策：将来の保健衛生上の危機への対応策,研究開発支援. ・2021 年～27 年度中期予算計画と復興基金「次世代の EU」の最終的な予算額は合計1兆 8,243 億ユーロ(5月 27 日発表,12 月 21 日更新).
6月 4 日	欧州 中央銀行 (ECB)	追加債権 等緊急購 入プログ ラム	<ul style="list-style-type: none"> ・パンデミック緊急購入プログラム(PEPP)」の規模を 6,000 億ユーロ増やし,総額 1兆 3,500 億ユーロで継続.
10月 27 日	欧州 委員会	SURE	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症危機対応で策定した「緊急時の失業リスク緩和のための一時的支援策(SURE)」に基づく財政支援の第 1 弹として,イタリアに 100 億ユーロ,スペインに 60 億ユーロ,ポーランドに 10 億ユーロを融資として拠出.
11月 17 日	欧州 委員会	SURE	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時の失業リスク緩和のための一時的支援策(SURE)」からの支援第 2 弹として,9 つの欧州連合(EU)加盟国に総額 140 億ユーロを拠出.
12月 10 日	欧州 中央銀行 (ECB)	追加金融 政策	<ul style="list-style-type: none"> ・PEPP の規模を 5,000 億ユーロ増額し,1兆 8,500 億ユーロまで拡大.資産購入期間を 2022 年 3 月まで延長.PEPP を通じて購入し保有する債券・国債の償還後の再投資については 1 年延長し,少なくとも 2023 年末まで継続. ・貸し出し条件付き長期資金供給オペレーション(TLTRO-III)」についても,1 年間延長し,2022 年 6 月まで延長.
2021 年 1月 21 日 3月 11 日 4月 22 日 6月 10 日	欧州 中央銀行 (ECB)	金利据置	<ul style="list-style-type: none"> ・政策理事会にて主要政策金利の据え置きを決定.
6月 15 日	欧州 委員会	復興基金	<ul style="list-style-type: none"> ・復興基金の財源となる EU 名義の債券として,200 億ユーロ分の 10 年長期債を発行.発行予定が最大 7,500 億ユーロの債券のうち,2021 年末までに 800 億ユーロ分の長期債を含む 1,000 億ユーロ程度の債券を発行する見込み.
7月 22 日	欧州 中央銀行 (ECB)	金利据置	<ul style="list-style-type: none"> ・政策理事会にて主要政策金利の据え置きを決定.

資料) 欧州中央銀行 (ECB) ,日本貿易振興機構 (JETRO) 資料,各所報道より作成